

紀の川流域における浸水対策検討会 規約

(名称)

第1条 この会議は、紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「下流部協議会」という。）第2条の2及び紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「上流部協議会」という。）第2条の2に基づき組織することとし、名称を紀の川流域における浸水対策検討会（以下「検討会」という。）とする。

(目的)

第2条 検討会は、平成29年10月の前線や台風第21号による降雨により紀の川沿川各所で浸水被害が発生したことを受け、浸水被害についての情報共有を図るとともに、今後の浸水対策に関して関係市町、県及び国が議論し、効果的かつ効率的な整備につなげることを目的とする。

(検討会の構成)

第3条 検討会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

2 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、検討会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者（行政関係機関職員）に参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 検討会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、検討会の運営に必要な情報交換、調査、分析、浸水対策にかかる各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について検討会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（行政関係機関職員）に参加を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 検討会は、原則非公開とし、構成員の同意を得て公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(検討会資料等の公表)

第6条 検討会に提出された資料等については、検討会に諮り公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了解を

得て公表しないものとする。

2 検討会の議事については、原則として事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、下流部協議会及び上流部協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年1月26日から施行する。

和歌山市長

岩出市長

紀の川市長

かつらぎ町長

九度山町長

橋本市長

五條市長

和歌山県県土整備部長

奈良県県土マネジメント部長

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長

近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

和歌山市総合防災課長

岩出市総務課長

紀の川市危機管理課長

かつらぎ町総務課長

九度山町地域防災課長

橋本市危機管理監

五條市危機管理監

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長

和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課長

和歌山県農林水産部農林水産制作局農業農村整備課長

奈良県県土マネジメント部河川政策官

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所次長

近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所副所長